

○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

第六条 本省に、次の審議会等を置く。

事務2  
項及び委員その他の職員その他社会保障審議会の組織、所掌については、政令で定める。

（設置）

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところによりと厚生労働省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次

社会保障審議会  
厚生科学審議会  
労働政策審議会  
医道審議会

薬事・食品衛生審議会  
独立行政法人評価委員会  
中央最低賃金審議会  
労働保険審査会

中社会保険審査会  
中央社会保険医療審議会  
(社会保障審議会)

第七条 社会保障審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。  
第一項 厚生労働大臣の諮問に応じて社会保障に関する重要な事項を調査審議すること。  
二 関係行政機関に意見を述べること。  
二 関係行政機関に意見を述べること。  
三 二 関係行政機関に意見を述べること。  
四 三 二 関係行政機関に意見を述べること。

規号七健第成法関年十(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
定(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
十康七九(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
及(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
七保十年平(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
より國民法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
等(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
その年の船百法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
權金生一員二律(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
限法年部保十第二百五十五号(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
に属(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
金を保改法正(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
和險正(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
せ三法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
ら十四昭法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
れた年和律四保(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
事法二(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
項律十昭法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
処理する事法九和律(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
四十律九十九十正法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
する事法三十一行介者(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
十律百法(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
の五第律(昭和二十一年五月三十日法律第二百五十九号)、  
平險に四二

○社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十一号）

社会保障審議会令

内閣は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

第七条（組織）

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

（委員の任期等）

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、再任されることができる。臨時委員は、再任されることができる。専門委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

会長は、会務を総理し、審議会を代表する。会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第五条 審議会に次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの下欄に掲げるとおりとする。分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表

名 称	所 事 務	統 計 分 科 会
福祉文化分科会	指導改善及び整備並びに統計の普及及び規定による事項を調査審議すること。	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の
医療分科会	処理すること。	児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律二百八十三号）及び社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百二十条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
介護給付費	改定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	介護保険法（平成九年法律第一百二十三号）及び介護保険法施行法（平成九年法律第一百二十四号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
年金資金運用	改定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	船員保険法（昭和十一年法律第七十号）、健康保険法（昭和十四年法律第七十三号）、及び健康保険法（昭和十九年法律第七百九号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
医療保険分科会	改定によりその権限に属させられた事項を処理すること。	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）及び国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。
分科会		

- 6 そ 又 5 4 選 3 2 員 2 員 及 び 専 門 委 員 及 び 分 科 會 長 は 、 前 項 の 表 の 上 欄 に 掲 げ る 分 科 會 に 属 す べ き 委 員 、 臨 時 委 員 は 、 分 科 會 長 に 事 故 が あ る と き は 、 当 該 分 科 會 に 属 す る 委 員 が 、 そ の 職 務 を 代 理 す る 。 分 科 會 は 、 そ の 定 め る と こ ろ に よ り 、 分 科 會 の 議 決 を も

つて審議会の議決とすることができます。

(部会)

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長(分科会に置かれる部会にあつては、分科会長)が指名する。部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。審議会(分科会に置かれる部会にあつては、分科会以下この項に同じ。)は、その定めるところにより、部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。
- 7 (幹事) 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 8 (幹事) 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 9 (議事) 第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員での決するところによる。
- 10 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。
- (資料の提出等の要求)
- 11 第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認め、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 12 第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、一及び処理する。そのため、次の方に掲げる分科会に係るものには、それぞれ當該各号に定める課において処理する。
- (庶務)
- 13 総計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課

二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課  
三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課  
五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課  
六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局運用指導課

第十一条 (雑則) この政令に定めるもののほか、議事の手続その他の審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。2 生年金平成十三年三月三十一日までの間は、第五条第一項中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十号)」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号)」とす

(抄) 第一条 (施行期日)  
附 則 (平成十四年政令第一九七号)

第一条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

## ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

するものとする。

一 会議の日時及び場所  
二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

### ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

第一条 社会保障審議会令（平成十二年政令第二百八十二号）第十一條の規定に基づき、この規則を制定する。

（会議）

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。会長は、審議会を召集しようとするとときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知するものとする。前項の議事に関するものとする。前項の議事に關係のある臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。

4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（審議会の部会の設置）

第二条 会長は、必要があると認めるとときは、審議会に諮つて会長（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までに部会において同じ。）を設置することができる。会長は、必要があると認めるとときは、二以上の部会を合併して調査審議させることができる。

（諮問の付議）

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があると認めるとときは、会議を非公開とすることができる。会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができるものとする。

第六条 議事録（議事録）における議事は、次の事項を含め、議事録に記載

するものとする。

一 会議の日時及び場所

二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

### ○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公認するとき、その他の正当な理由があると認めるとときは、一部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

（分科会の部会の設置等）

第七条 分科会長は、必要があると認めるとときは、分科会に諮つて部会を設置することができる。

2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。

3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。分科会長は、必要があると認めるとときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（委員会の設置）

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるとときは、それぞれ分科会又は部会に諮つて委員会を設置することができる。

（準用規定）

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」とあるのは、「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該分科会に属する委員」と、「議事に關係のある臨時委員」、部会にあつては「当該分科会に属する委員」と、「議事に關係のある臨時委員」とあるのは、「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該分科会に属する委員」と、「議事に關係のある臨時委員」とある者は、「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該分科会に属する委員」と読み替えるものとする。

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、審議会、分科会長又は部会長が定める。

## 社会保障審議会統計分科会 疾病、傷害及び死因分類部会運営要綱

### (目的)

**第1条** 社会保障審議会令第6条第1項に基づき設置された疾病、傷害及び死因分類部会については、社会保障審議会令及び社会保障審議会運営規則に定めるもののほか、本要綱に基づき運営を行う。

### (所掌)

**第2条** 分類部会は次の事項について審議する。

- (1) 世界保健機関が勧告する「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」に準拠し、「統計法」(平成19年法律第53号)第28条第1項に基づき定められた、「疾病、傷害及び死因に関する分類」の改正に関すること。
- (2) その他、必要な事項。

### (会議)

**第3条** 部会長が必要と認めたときは、分類部会に、分類部会に属する委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

### (庶務)

**第4条** 分類部会の庶務は、厚生労働省大臣官房統計情報部企画課国際分類情報管理室において処理する。

### (雑則)

**第5条** この規定に定めるもののほか、分類部会の運営に関し必要な事項は、部会長が分類部会に諮って定めるものとする。

### 附則

#### (施行日)

本要綱は、平成25年8月30日から施行する。

